

京都市告示第 405 号

平成 21 年 3 月 31 日京都市告示第 540 号（平成 21 年度京都市一般廃棄物処理計画）の一部を次のように改めます。

平成 22 年 1 月 20 日

京都市長 門川 大作

「3 処理計画」(1)イ(イ)j を次のように改める。

j 業者収集マンション等における分別排出及び再資源化促進

- 許可業者が家庭系ごみを収集しているマンション等については、市収集と同様の資源ごみの分別排出、分別収集により再資源化を図る。

なお、再資源化処理については、市施設により難しい場合、補完的に民間施設で処理することができる。

- ごみの収集を新たに許可業者に依頼しようとする管理会社、管理組合、所有者、管理人その他のマンション等のごみの収集の依頼等に関する事務に責任を有する管理者（以下「管理者等」という。）は、収集開始（ただし、現在、許可業者が収集しているマンション等にあつては、平成 22 年 3 月 31 日）までに資源ごみの分別方法等に関する届出を行うこととする。
- 入居者に対し管理会社等を通じて本計画に基づく排出方法の啓発を実施する。

「3 処理計画」(1)ウ(ウ)a 表を次のように改める。

種類(実施主体)	概要	収集回数	収集方法
----------	----	------	------

家庭ごみ		(市)	週 2 回。ただし、精霊送りの供物及び年末年始は、特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*1)）による定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集
		(許可業者)	排出者との契約による	ポリ袋等による排出者との契約による排出場所からの収集
資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	(市)	週 1 回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	小型金属類・スプレー缶		月 1 回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋による定点収集
	プラスチック製容器包装		週 1 回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	缶，びん，ペットボトル，小型金属類，スプレー缶，プラスチック製容器包装	(許可業者)	排出者との契約による	ポリ袋等による排出者との契約による排出場所からの収集。なお、運搬先を民間資源化施設とする場合がある。
	紙パック		随 時	拠点回収 (市内約 290 箇所)
	乾電池		随 時	拠点回収 (市内約 80 箇所)
	使用済みてんぷら油		随 時	拠点回収 (市内約 1,340 箇所)
	蛍光管		随 時	拠点回収 (市内約 230 箇所)
大型ごみ，一時多量ごみ			申込みによりそのつど	各戸収集
街頭ごみ容器のごみ			随 時	街頭ごみ容器からの収集
不法投棄ごみ			随 時	不法投棄箇所からの収集

備考 許可業者が家庭系ごみを収集していて、現在、条例別表第 1 に規定する特定資源ごみの分別がなされていない場合は、平成 22 年 3 月

3 1日までに分別排出を実施することとする。

(環境政策局循環型社会推進部循環企画課)